

求人者のみなさまへ

コンセロ株式会社

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

- ・当事業所の取扱職種は、全職種です。
- ・当事業所の取扱地域は、国内全域です。

手数料に関する事項

I：求人者から徴収する手数料

別紙の手数料表（届出上限）の範囲内で申し受けます。

II：求職者から徴収する手数料

求職（配ぜん人、調理師、又はマネキンの場合）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき690円（消費税相当分を含む）を求職者から

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が一箇月に3件を越える場合には、3件分を越えては申し受けしません。

職種が配ぜん人、調理師、又はマネキン以外の申込みの場合は、手数料を一切いただきません。

求人者の情報に関する事項

- ・求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者の福田基浩です。
- ・求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

個人情報の取扱いに関する事項

- ・個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の福田基浩です。
- ・個人情報については、職業安定法、同法指針及び個人情報保護法を遵守して取扱います。

苦情処理に関する事項

- ・苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の福田基浩です。
- ・苦情の申出があった場合は、誠意をもって対応致します。

返戻金に関する事項

1. 当紹介所は、パートアルバイト紹介の場合を除き、内定者が入社後3か月以内に、本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により離職したときは、受領した紹介手数料から次に定める割合を乗じた金額を甲に返還する。
 - ① 1か月以内 80%
 - ② 2か月以内 50%
 - ③ 3か月以内 30%
2. 求人者の責めに基づく解雇、求人者の都合による退職及び甲の雇用契約上の債務不履行等甲の責によるものと合理的に推認される事由による退職の場合又は内定者の事故や病気、天災事変等の不測の事態による退職の場合、前項は適用されない。
3. 乙は、本条第1項に基づく金額を、甲指定の金融機関口座に振込により支払うものとする。

業務の運営に関する規程

事業所名 コンセロ株式会社

第1 求 人

1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みには、本人が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。

3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の掲示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹 介

1 求職も方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

2 求職の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。

3 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について

緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による
明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を
行います。

4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その
紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。

5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をと
ります。

6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖
の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

7 就職が決定しましたら求人者及び関係雇用主から別表の手数料表に基づ
き、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ
当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応い
たします。

2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、そ
の報告をしてください。

また、紹介されたのかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。

3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。

5 本所の取扱職種の範囲等は、国内・全職種。

以下に該当する求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。若年雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者です。

6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

平成30年3月1日

代表者 福田 基浩

個人情報適正管理規程

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、キャリア開発部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者の福田基浩とする。
- 2 職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 3 取扱者は、個人情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく訂正を行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

手 数 料 表

本所が有料紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 求職受付手数料

求職（配せん人、調理師、又はマネキンの場合）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付 1件につき690円（消費税相当分を含む）を求職者から

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が一箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けしません。

（一般登録型）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000円 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<p>成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%</p> <p>（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	<p>成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p>

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 28-ユ-300768

事業所名称 コンセロ株式会社

事業所所在地 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-8-4 703号室

手数料表

(サーチ/スカウト型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000円 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金 500,000円 活動1日あたり 80,000円 (または、活動1時間あたり 20,000円) 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や 労働条件通知書等に記載されている額)の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年 を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定 書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 28-ユ-300768

事業所名称 コンセロ株式会社

事業所所在地 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-8-4 703号室

手 数 料 表

(再就職支援型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 200,000円
	相談・助言終了時 300,000円
	成功報酬 300,000円
	手数料負担者は関係雇用主とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <div style="text-align: right;">50%</div>
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <div style="text-align: right;">50%</div> 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 28-ユ-300768

事業所名称 コンセロ株式会社

事業所所在地 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-8-4 703号室

平成 30 年 3 月 1 日

返戻金について

1. 当社は、パートアルバイト紹介・紹介予定派遣の場合を除き、内定者が入社後 3 か月以内に、本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により離職したときは、受領した紹介手数料から次に定める割合を乗じた金額を甲に返還する。

- ① 1 か月以内 80%
- ② 2 か月以内 50%
- ③ 3 か月以内 30%

2. 求人者の責めに基づく解雇、求人者の都合による退職及び甲の雇用契約上の債務不履行等甲の責によるものと合理的に推認される事由による退職の場合又は内定者の事故や病気、天災事変等の不測の事態による退職の場合、前項は適用されない。

3. 当社は、第 1 項に基づく金額を、求人者指定の金融機関口座に振込により支払うものとする。

*成功報酬の返戻については、その事由発生的事实を当社に書面で申し入れ、当社がその申出を受領した時点より 5 営業日以内に返金を行います。

*ただし、本件、制度の詳細・適用については個別に各求人者との取引において、定めます。

兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-8-4
神戸市産業振興センター7 階 703
コンセロ株式会社